

アルケイアー記録・情報・歴史―
第一二号 二〇一七年二月 一四七―一六九頁
南山アーカイブズ

室町幕府奉行人書下について

永井英治

南山大学国際教養学部国際教養学科

Is it a document which describes his master's will or his own will?

Department of Global Liberal Studies, Faculty of Global Liberal Studies,
Nanzan University

NAGAI Eiji

Archeia: Documents, Information and History
No.12 November, 2017 pp.147-169
Nanzan Archives

はじめに

一 足利直義裁許状に見る奉行人書下

1 書下と当参

2 奉行人使節と書下

二 「訴状封下」

三 奉行人両使

四 奉行人書下と裁判手続き

むすびにかえて

室町幕府奉行人書下について

永井英治

はじめに

本稿が表題に用いる室町幕府奉行人書下⁽¹⁾とは、古文書学では、室町幕府奉行人（連署）奉書と呼称されている。しかし、既に熊谷隆之が「沙汰未練書」の記述などから明らかにしているように、古文書の歴史的名辞はときに古文書学の概念とは異なる用法を見せる。室町幕府「御判御教書」はその最たる事例であり、古文書学では奉書の下位概念とされる「御教書」が、歴史的名辞としては將軍またはそれに類する人物の直状を指して用いられる。これに対して、奉行人書下は、古文書学でいう直状の一種ではなく奉書であるにも関わらず、書下という呼称が用いられる⁽²⁾。

したがって、室町幕府文書を扱う場合には、歴史的名辞と古文書学の概念との混同に注意しなければならない。ただし、室町幕府奉行人書下と室町幕府奉行人奉書の使い分けは厳密ではない。次の史料は、東寺領山城国拝師庄内田地への違乱を訴える目安草案である⁽³⁾。

目安

東寺領山城国拜司庄内田地^七井段、号為御稻田 故彈正忠以^奉松夜又丸名字致非分違乱間、先度就令進覽巨細目安
 狀、可停止其妨由雖被成御書^奉下、曾以不叙用上者、重欲有嚴密御沙汰子細事

副進

一通 御書下案

右子細先度言上事旧了、所詮可停止彼違乱今年九月廿日雖被成御書^奉下於^奉松夜又丸曾以不叙用之条、希代之珍事
 也、然早重度嚴密[□]制禁、被止彼濫妨、全所務者也、目安狀如件、

延文三年十月日
(三九九)

ここに見られるように、この目安以前に発給された文書はいったん「御書下」と表記されたのち、副進文書の部分を除いて「奉書」に訂正されている。副進文書と他の箇所で記された「御書下」は、同じ文書を指していると考え、
 てよいから、副進文書の部分は訂正し忘れたと見てよいであろう。当該文書は、この目安が作成されているとき、
 その場にあつて見ていたはずであるから、表記を直すということは、書下と奉書の区別が目安の書き手にとって厳
 密ではなかつたと考えられる。しかし、それを訂正する意識が働いたという点を重視すれば、両者の使い分けが意
 識されたとみることも可能である。手元にある文書の署判者を読み違えたとは考え難い。とすると、文書の内容に
 即して表記を改めたと考えるのが妥当であろう。この目安は論所を訴人の主張する状態に復することを求めたもの
 であり、それは副進文書の「御書下案」で求められていたことと同じはずである。この内容に沿って、副進文書は
 書下と表記され、訂正されたのである。

室町幕府における所領をめぐる裁判では、当事者は自己の望む状態に論所の状況の改善を求めるものであるが、裁判においては、まず、訴訟人いずれの主張に理が認められるかが審議され、しかる後にその判決を実現するための手続きが実施される。しかし、研究史上、特別訴訟手続と呼ばれる方式では、途中の手続きを省略していきなり事態の改善を図る。この処置に不服な者は、事態の改善がなされようとするまさにその場面において、自分が訴えられていることを知り、自己の正当性を主張する。一方にこのような方法があり、一方に問答・対決を経て裁許状が出され、その判断を実施するという方法が併存する状況では、〈今、この訴訟のこの段階においては何が求められているか〉が当面の問題であり、副進文書もその証拠として提出される。

右のような説明は現在では研究者の共通認識になっていると考えるが、この二つの裁判手続きにおいて、前述のような書下と奉書の使い分けについては議論されていない。両者の使い分けが署判者や様式によって区別できるものでないとすれば、その内容が問題となるのであり、それは二つの裁判手続きのあり方そのものに直結する問題となり得る。本稿では、このような見通しの下に、室町幕府裁判手続きにおける奉行人奉書と奉行人書下の使われかたの違いを考えようとするものである。

近年、奉公衆成立以前の室町幕府將軍の重要な権力基盤のひとつとして、幕府奉行人層が注目されている。既に五味文彦が六波羅被官から在京人への系譜を概観して、室町幕府を六波羅探題の継承者と位置付ける可能性を論じている。⁵⁾ 五味の議論を批判的に継承する形で、あらためて六波羅被官たる六波羅奉行人が、鎌倉末期に六波羅探題―のみならず幕府が直面し、それへの対応を課題としなければならなかった悪党問題について、市沢哲は、六波羅の新しい課題に対応して六波羅奉行人は畿内武士との婚姻関係などを通じた関係を構築し、これに対応するものと指摘した。⁶⁾ これに対し、森幸夫は在京人の系譜を再検討し、六波羅奉行人―初期室町幕府奉行人の連続／非連続を

論じるとともに、畿内武士が必ずしも幕府構成員として成長できない事例を紹介し、在京人の多様な可能性を指摘した⁶⁾。また、廣田浩治は、鎌倉末期～南北朝期の畿内武士（在地領主）による「悪党問題」を追求して、地域連合の形成が「悪党」の消滅であると指摘した⁷⁾。とくに、地域における南北朝内乱を正面から取り上げ、室町幕府・南朝などの上級権力との関係が実際には地域領主層の動向として現れていることを指摘した点は、南北朝内乱を地域の視点で論じることの有効性を示した。

先行研究において注目されているのは、初期室町幕府奉行人の畿内武士としての様相であるといえよう。これに対し、本稿では、先行研究によって克服された視点であるように見える幕府奉行人としての位置付けをあらためて重視したい。先行研究が幕府奉行人の史料に現れる姿の背後を探ったのに対して、本稿では今一度彼らの表層を再検討したいと考える。

室町幕府奉行人について、今谷明は、発給文書の網羅的分析から、彼らの代表的な発給文書に花押を据えることができるグループ（御前沙汰衆）とできないグループ（御前未参衆）があることを指摘し、これを世代の違いと捉えるとともに、幕府奉行人が寺社本所と密接な関係を築き、その上で情報提供や文書発給を担当奉行として担う別奉行制について指摘した⁸⁾。別奉行制の特徴は、それが奉行人にとつての重要な収入源となっており、寺社本所にとつては幕府からの情報を入手し、自己が関わる訴訟を早く進めてもらおうという実利的な点にある。文筆官僚であるから可能ともいえる別奉行は、奉行人の才覚に左右されることが大きく、そのため、有能な奉行人個人に給付される所領は長続きしないことを、山家浩樹は多数の奉行人所領の分析から指摘した⁹⁾。これらの研究は、南北朝内乱期を視野に入れているが、成立期の室町幕府奉行人についてはなお論じる余地を残している。本稿では、先行研究がおもに完成形について論じてきた室町幕府奉行人の濫觴期が主題となる。

一 足利直義裁許状に見る奉行人書下

1 書下と当参

足利直義裁許状には、下知に至る過程が比較的詳細に記されている。そこで、ここでは足利直義裁許状を対象として、そこに記された奉行人書下もしくはそれが発給されたと考えられる事態について検討していきたい。

暦応四年（一三四一）九月十一日足利直義裁許状^①は、河内国丹下郡西島地頭職について、田村助三郎が鳥津道鑑の濫妨を訴えたことから始まる。田村助三郎には召文が出されたものの請文に及ばず、鳥津道鑑の領知が行なわれたが、続いて三池三郎藏人の近房である女子中原氏が鳥津道鑑を訴え、道鑑は陳状を提出した。田村と中原氏女との関係は見出せない。中原氏女は「乍当参、為訴人無音之間、書下之上、去後四月十日、以大野弥三郎光尚并性遵使者、重催促畢、雖然尔今不参」ということで、訴陳状に基づき審議が行なわれ、道鑑の勝訴となっている。

右に見える「書下」は動詞として記されているように読むことが順当であるが、書下すという行為とともに書下が発給されたと理解することに無理はない。また、使節である大野光尚と安威性遵は重ねての催促に及んでいることから、閏四月一〇日以前の書下の段階でも同様に使節を務めたと考えられる。このような事例では、「訴人無音」「尔今不参」ということで手続きへの違背を根拠に中原氏女の敗訴という結末もあり得るが、訴陳状による審議が行なわれている。書下が無視されたことを以て結審していないのである。この事例での書下は、訴人の召喚という裁判手続きの一環であり、沙汰付命令や打渡状のような論所の知行人の変更／認定のような役割は持つていないことに注意したい。また、書下が発給された理由としては、中原氏女が「当参」であることが強調されている。

「当参」を理由として書下が発給された事例は、他に、暦応四年（一三四一）十二月二十一日足利直義裁許状^②、

康永三年（一三四四）閏二月二十一日同裁許状^①がある。前者は、以前に仁和寺領撰津国吉志庄について中沢次郎左衛門尉佐綱の押妨があつたが、建武四年（一三三七）七月七日の「施行」と同八月八日の「渡状」によって庄家への沙汰付が行なわれ、仁和寺の知行が実現していた。そこへ、仁木義長代官らの押妨があり、暦応三年六月十八日に召文が作成された。さらに暦応四年九月十四日、以両奉行入（性遵・光尚）使者、雖書下義長代、不事行之处、正員当参之間、十一月三日以同使者、重催促畢」となった。ただし、この場合は論人が回答しないため、（召文）難法之咎により結審し、濫妨之咎として寺社修理が命じられている。ことの経緯は前のものとよく似ており、書下とその前後の手續き文書への違背への対応こそ異なるが、書下の役割や書下が発給され奉行人が使節となった理由は、一方の当事者（論人）が「当参」であることに求められる。

康永三年（一三四四）閏二月二十一日足利直義裁許状は、最勝光院領遠江国村櫛庄につき、地頭高師兼が寺用米を抑留するため、度々にわたって奉書を遣わすものの無音であり、さらに「就当参同（康永元）十二月十三日去年五月一日以両奉行入（信重・宏昭）使者并書下雖催促、于今不弁申」という状態であるため、訴人の主張を認める裁許がなされている。ここでの書下は召文ではなく問状と解されるが、裁判の手續き文書であることに変わりはない。この事例でも、書下の発給と奉行人が使節となるのは論人が「当参」であることが理由となる。

これらに見られる当参の意味を考える上で参考となるのが、暦応四年（一三四一）九月二十一日足利直義裁許状^②である。豊後国来繩郷内について、この裁許状は冒頭に、「右地者、去年正月十八日（田原）貞広押領之处、戸次余三頼一（忠字有憚）押領之由、就訴申之、可沙汰付下地之由、同年九月廿八日仰少輔太郎入道々猷之处、頼一上洛之間、去六月十八日書下之处、頼一七月十一日下取本解状、同廿八日進請文」とあり、この請文で戸次頼忠は「御書下」にしたがって田原貞広に下地の返還を約束している。この事例では書下をもたらす使節が明らかにされてい

ないが、戸次頼忠が上洛して、彼に書下を渡せたことで裁判が進展し裁許に至ったと考えられる。暦応四年五月十一日足利直義裁許状¹⁴も、事態は同様で、豊後国田染庄内について、裁許状には記されていないが、論人の一人として田原貞広に尋ね下しており、田原貞弘は請文を提出している。訴訟人の位置付けは代わっているが、田原貞広は自分が訴人となる訴訟に関して上洛しており、論人の一人として別の裁判に関わっていたため、直接、彼に尋問することができたと考えられる。

すなわち、以上に見る当参とは、当事者の居所という地理的な条件を考慮した表現であり、おそらくはその地理的条件に即した職務を任じられる者の身分呼称であったと考えられる。足利義詮期の事例であるが、山城国を対象とした寺社本所領の返付を命じる法令¹⁵では、

当参奉公仁：不日可去渡之旨、直被召仰：

在国武士以下者：差遣官軍可加治罰：

と、当参奉公と在国武士が対比的に記されている。当参とは「まさに参るべき」者であり、京都近郊に宿所を持つ者と考えられる。当参を以上のように考えることができれば、幕府奉行人が使節となって書下を持って論人のところに赴くことができるのは、幕府奉行人が職場を離れても支障のない距離のうちに論人の居所があったからと理解できるからである。近年、幕府奉行人が一面では畿内武士であることに注目した論稿が成果を挙げているが、幕府吏僚としての側面は幕府に出仕してこそ顕れる。それはまた、彼らの職掌が基本的には本人一代の能力に依存しているため、奉行人の所領が相伝され難いものであったという山家浩樹¹⁶の主張にも齟齬しないことに注意したい。

2 奉行人使節と書下

裁許状では、訴状・陳状の引用が多くを占める。したがって、前節で足利直義裁許状を分析対象として得られた見解は、訴状・陳状にも確認できるはずである。ここでは、訴状・陳状の中から、奉行人の使節と書下についてわかる事例をみていきたい。

宝莊嚴院領阿波国大野庄本家職は、宝莊嚴院の主張によれば、東寺が莊務を担ってきたが、建武年間以来、守護代の押領が続き、朝廷への出訴を経て、幕府に訴訟が移管された。⁽¹⁸⁾幕府は貞和二年（一三四六）九月十三日・同年十月十五日と奉行人（単使の名のみ記される）に訴状を封じ遣わしたが散状に及ばないため、同年十二月二十日裁許が下される⁽¹⁹⁾ときに論人から「内談之砌」に弁明すると回答があったものの回答なしの状態が続いていると、反駁するものである。

康永二年（一三四三）九月日撰津国垂水庄司朝倉重方重申状は、重方の母尼証円と東寺雑掌祐実との間で問答が行なわれたのち、証円から譲与されたとする重方が祐実の回答を求め、康永二年七月二十三日・同年八月十二日と奉行人書下が発給されたが未だに回答がないため、「書下違背篇」により、勝訴を求めるものである。

康永三年（一三四四）十月日遠江国村櫛庄雑掌定祐重申状案は、前述の康永三年閏二月二十一日足利直義裁許状に続く話であり、裁許状発給にも関わらず事態は改善されず、「今年七月被封訴状以御奉行使者被催促之処、尚以違背」というありさまで、再度、裁許状の発給を求めている。ただし、これに対応して発給されたのは、抑留年貢の究済を命じる康永三年十月十八日引付頭人奉書⁽²⁰⁾であった。

右の事例は、裁許状と執行を命じる手続き文書との機能の違いを端的に示している。裁許状は、訴訟人のどちらの主張が正当かを決定するが、それを実現するものではない。ゆえに、裁許状の内容を実現すべく「任下知状」せ

て沙汰付を命じる手続き文書が発給されなければ、事態は解決しない。右の事例は、裁許状（下知状）を求める訴人の主張をショートカットし、最終的な目的であるはずの抑留年貢の救済を具体的に論人に命じているのである。もちろん、この文書が発給で事態が解決するとは、これまでの経緯による限り想定し難い。しかし、裁判という方法では、このような手続きがもつとも実物的であり、有効であると考えなければならぬ²³。

二 「訴状封下」

しかし、足利直義裁許状から奉行人書下発給の理由を読み取るとは、康永三年（一三四四）の事例の後、できなくなる。論人が問状に回答しない、または召文に応じないといった事例は引き続き見られるが、それを理由として奉行人書下の発給に及んだことが記されなくなるのである。この点で、康永三年の引付方再編に関して、引付頭人奉書の多くが問状・召文より沙汰付命令文書として発給されるようになるという岩元修一の指摘²⁴が注目される。それまで引付頭人奉書でも担ってきた問状・召文の機能が奉行人書下に移され、その結果、問状・召文として奉行人書下が発給されることに、ことさらの理由が必要ではなくなったと推測できないであろうか。

したがって、奉行人書下がまったなくなるとは、引付頭人奉書の多くが沙汰付を命じることで、相対的に問答・対決の手続きを取る裁判が減少することが予想される。では、奉行人書下に即して新たな事情が見出せないかという点、「訴状封下」という手続きが関連して行なわれる事例をいくつか見ることができるといえる。

「訴状封下」については岩元修一の専論²⁵があり、岩元によれば、「訴状封下」には二種類があつて、ひとつは裏封をした訴状が当事者に宛てて出される方式、もうひとつは裏封した訴状が守護や使節に宛てて出される方式で、室

町幕府の場合、後者の方式が採用され、守護や使節は幕府に請文を提出する義務を負い、幕府命令が執行されたか否かが把握できる利点があったと指摘する。

「訴状封下」の手続きが見られるのは、貞和二年（一三四六）六月十七日の尾張国海東庄内、同年十二月二十七日の尾張国門真庄内、貞和三年（一三四七）四月十七日の出雲国加賀庄、貞和五年（一三四九）五月二十八日記伊国三上庄³⁰に関する四通の足利直義裁許状である。

貞和二年（一三四六）六月の事例では、すでに正和元年（一三二二）に和与がなされ下知状が作成されているが、和与の相手である地頭村田政盛の子息である村田朝光による年貢未進が訴えられ、村田朝光が常陸国に下向したため、守護である佐竹貞義が「去年十一月六日・同十二月九日両度就封下訴状」に及んだところ、村田朝光から散状（請文）が提出された。朝光は代官から回答させると応じたが、出頭はなく、裁許に及んでいない。

この事例の場合には、論人が常陸国にいたため、守護を介して「訴状封下」に及んでおり、結局は裁判手続きに従わない（出頭しない）ことが理由となって裁許に至っているが、「訴状封下」を以て直ちに判決に及んでいるわけではない。「訴状封下」はあくまでも裁判を進行させるための手続きである。

貞和二年（一三四六）十二月の事例では、尾張国門真庄三腰村について、摂津右近将監某の押領があるとして、「去年五月十三日封下訴状、今年二月二十九日重両奉行人飯尾修理進入道宏昭并利泰使者、就触遣之、乍請取本解決、不及陳謝」として、抑留物の返却が命じられている。この事例では、奉行人が使節となって「封下訴状」を行ない、さらに催促を重ねたにも関わらず論人からの反応がないことを以て、裁許となっている。ただし、「於所務之論者、追可糺明」とあり、ここで問題とされているのは、摂津某の押領とその抑留物であって、論所の知行人を裁定することまでは求められていない。

貞和三年（一三四七）四月十七日の事例では、出雲国加賀庄について地頭尼空仙が年貢を抑留しているとして、貞和二年三月十三日・同年四月十四日、守護佐々木導誉が「訴状封下」に及んだとこと、守護代請文・論人請文が提出され、裁許となっている。この事例では守護が「訴状封下」を行なった理由は記されておらず、敢えて理由を記すまでもない行為であったと考えられる。

貞和五年（一三四九）五月二十八日の事例では、紀伊国三上庄につき、地頭らが年貢を抑留しているとして、「或封下訴状、或雖遣両奉行人、于今不承引」として、地頭らの罪科が決定している。この事例では、「或いは…、或いは…」という表記から、両奉行人が「訴状封下」を行なっているか厳密には明らかにできないが、「訴状封下」と奉行人両使がそれぞれ必要とされたことは否定できない。

以上、「訴状封下」の場合は、守護または奉行人が関与したことが確認でき、守護の関与の場合は、やはり奉行人の下向では対応し難い距離に論所があったといえよう。

「訴状封下」も奉行人書下を持つて奉行人両使が発向する場合も、裁判手続きを進めるために行なわれる。それでは、奉行人両使が発向できる場合、彼らが論所もしくは論人のところに赴いた場合、裁判の進行に影響が出るのであろうか。

三 奉行人両使

ここでは、奉行人が使節として発行する場合にどのような事情があったか、奉行人書下の発給の如何を問わず見ていきたい。

暦応二年（一三三九）八月二十七日足利直義裁許状⁽²⁾では、播磨国須富庄北方地頭職につき、成田基員の要求にしたがって二度の沙汰付命令があったところ、論所を宛て行なった赤松円心請文などが出されて反論されたので、再度、成田基員の要求にしたがって奉行人両使の発向と奉行人書下の発給がなされ、赤松円心代官が引付に召喚された。しかし、それは要点を避けたものであったので、再度、両奉行人が催促したが召喚に応じず、近隣に尋ねて、成田基員の代官であると認められた円岡心三郎の領知と決せられた。

この事例では、赤松円心の主張の是非が問われ、守護代が円岡心三郎の謀叛の可能性を主張したため、守護を介することが避けられたと見られる。それならば奉行人ではない両使の発向でもよい。さらに再度の奉行人両使発向については、召文に応じない論人に対する催促であり、困難な業務と見ることができよう。

貞和三年（一三三九）四月十七日足利直義裁許状⁽³⁾では、美濃国遠山庄内手向郷地頭職について、長井貞泰代頼持と遠山加藤景房代心光が争う。この相論は遠山加藤景房の祖朝廉の押領を訴え、明石法遵が担当して獲得した下文を無効とし、仁政方において安堵されるべく頼持が訴えたので内談（方）で扱われることになる一方、頼持は恩賞方にも斉藤利泰を奉行として訴えを起こし、内談（方）に働きかけていた。そこで雑質貞尚を奉行として、頼持に尋ね下したところ、陳状が提出された。その後、内談の座に兩人を召喚し対決を経て、裁許に至っている。このように、この裁判では幕府の各部局が関わっており、奉行人としては単使が問状をもたらず役割を果たしている。複数の部局が関与しながら、最終的に奉行人が使節となって訴陳に番え、対決となったことで結審に向かっているのであり、奉行人が裁判手続きを進める効果を果たしている。

貞和四年（一三四八）十月九日足利直義裁許状⁽⁴⁾では、東福寺領石見国都野郷について、羽禰時継の濫妨が訴えられ、貞和三年（一三四七）五月十八日・同年九月十二日に催促したが反応がなく、貞和四年七月十一日、奉行人両

使がさらに催促しても「無音」で陳状の提出がなく、東福寺の勝訴となっている。

また貞和四年十月十七日足利直義裁許状⁵⁵では、周防国仁保庄について安芸貞敏が初任検注を抑留したため、貞和三年十一月十五日・貞和四年三月十九日と使者を派遣した、さらに同年八月廿四日には中沢信綱・資連を派遣したが「難波」が続いているため、東福寺の勝訴となっている。

以上の二例では、奉行人両使が派遣される以前、二度の催促がなされても反応がなく、さらに奉行人両使も効果を上げていない。石見・周防という論所の位置から、奉行人両使が現地に下向したかやや疑問であるが、「重雖触遣」と記されていることから、奉行人本人でなくても代官が下向したと見ることは可能である。この二例では、奉行人両使は効果を挙げていないが、論人の反応がないままに結審することで裁判は終了している。奉行人両使でなくても「論人不参」「不及請文散状」という理由で裁許に至ることは少なくないので、この二例を特別視することはできないが、これまでの検討から、奉行人両使は、それまでの使節（または守護）では裁判が進行しないとされたと⁵⁶き、裁判を先に進めることに効果を挙げているとまとめることはできよう。

四 奉行人書下と裁判手続き

本稿では、これまで、煩を厭わず奉行人書下が出された日付や訴状封下の日付を記してきた。それは、これらの日付ごとに集計するための典拠としての意味を持たせるためであった。いま、奉行人書下と奉行人による訴状封下を日付ごとに記すと、一日、三日、十日、十一日、十二日、十三日（二例、一例は訴状封下）、十四日（二例、一例は訴状封下）、十五日（訴状封下）、十八日、二十日、二十三日、二十四日、二十九日となる（傍線を付した箇所

は康永三年（一三四四）三月以後）。集計事例が少ない難点は否定できないが、それでも特定の日付に集中しているとは言い難いこと、あえて指摘すれば、十三日・十四日に複数の事例が検出されることがわかる。

右の結果を、岩元修一が作成した引付頭人奉書の日付別集計と比較してみよう。^①まず、日付が分散していることがわかり、その上で、康永三年（一三四四）三月の引付方再編を経て、四日、八日、十四日、十八日、二十四日、二十八日に集中していることがわかる。

一日のズレは何らかの事情で式日そのものが臨時に移動したと考えることができれば、康永三年以後は、奉行人書下と引付頭人発給を決定する日付は重なる可能性が高くなる。

沙汰付を命じる引付頭人奉書は、それだけで論所の現状を改善させることができる。一方、奉行人書下は通常の裁判の手続きを先に進めることを目的としており、とりあえず現状に介入するというものではない。この二種類の裁判手続きが康永三年（一三三四）三月以降は、同じ日付で行なわれており、再編された引付方（内談方）は所務相論を総合的に処理できる機関として、二種類の裁判手続きを同じ日に処理したことになる。

伊勢国泊浦小里村は、醍醐寺三宝院雑掌の主張によれば、遅くとも暦応元年（一三三八）から濫妨の対象となっていた。^② 暦応二年四月および同六月段階では守護に濫妨停止が命じられ、同七月から両使遵行となる。両使遵行はこのあと三回行なわれ、康永元年（一三四二）十二月、新任守護である仁木義長に遵行が命じられる。遵行命令の繰り返しであり、暦応二年（一三三九）七月の両使請文は「悪党人」の与同を報告しており、同様の訴訟を繰り返さず、ここで強硬な主張に切り替え、裁許状を求めるという選択肢も考えらえる。しかし、それをしなかったのは当事者の判断である。それぞれの訴状が近接していることと併せて、当事者の判断は延々と遵行命令による解決を望んだと考えなければならぬ。

とりあえず原状回復を求めるか、双方の主張を尽くして正当性の所在を明らかにするか、という二つの裁判手続きが併存する中、どちらを選択するかは当事者の判断であった。そして、後者を選択しても、正当と認められた知行を実現するためには沙汰付が必要となるし、論人が裁判に積極的に参加するとは限らない。足利直義裁許状に見る事例の多くは、形式的には論人に陳弁の機会を与えているが、その論人が回答するとは限らず、結果として一方的な裁許という実態が生じてしまう。

奉行人両使はこのように停滞する裁判を先に進めるものと期待されたと考える。その場合、論所近隣に尋ね下している事例などは、奉行人と論所近隣との地域的な関係を想定可能であるが、そのような行為が行なわれない場合、奉行人が両使となり、さらに自ら署判した書下を持参することはどのように捉えられたのであろうか。

当事者の視点に立てば、そこに何らかの効果が期待される。考えられる可能性は、奉行人が畿内武士であるとして地域社会の紛争に地域の一員として関与していくこと（「悪党」の中に加わっていくのは、そのひとつの手段といえよう）であり、いまひとつは幕府吏僚としての「権威」に依存することである。しかし、既に渡邊元観が述べているように⁽³⁹⁾、奉行人もまた当参である限り、彼らはいわば傍輩である。とはいえ、幕府奉行人の書下であることを重視するのであれば、幕府吏僚という「効果」が期待でき、それゆえ裁判手続きを進め得たということもできよう。⁽⁴⁰⁾

むすびにかえて

今日まで、室町幕府奉行人奉書をもつとも多く簡便に閲覧できるのは、『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』⁴⁾下であろう。この史料集は、凡例にあるように、「仍執達如件」「仍下知如件」「之条如件」などの書止文言をもち、「恐々謹言」などの書状様式と見られる書止文言を持たないことが採録の基準となっている。すなわち、「奉書文言」の有無を基準としていないことが特徴であり、このことは書下と奉書が内容によって区別されるという本稿の関心を支持するものといえよう。また、明徳年間までは「南北朝時代」として一括されており、初期の奉行人発給文書の残存が少ないことを如実に示している。

室町幕府奉行人奉書を網羅的に収集して分析を加えた今谷明は、初期の奉行人奉書の様式が宛て先によって区別されず、用途によって使い分けられたことを指摘し、

問状・召文：折紙・書下年号・実名書

打渡：堅紙・書下年号・直状↓奉書・官途書

とまとめている⁴⁾。これは後の室町幕府奉行人奉書がたとえば「名主沙汰人中」を宛て先とする場合には折紙を用いるという説明⁴⁾とは異なる使用法が、初期にはあったことを示すものである。

『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』による限り、足利直義執政期の奉行人奉書（もしくは書下）はほぼ問状・召文である。これは、引付頭人奉書が沙汰付を命じ、いわゆる特別訴諸手続を担当し、訴論人双方によって進行すべき裁判の諸手続き文書は奉行人奉書／書下が担当したという見通しをもたらす。

続く足利義詮執政期には、引付方の混乱により、足利義詮御判教書が沙汰付を命じるといふ事態すら登場する。

今、注目すべきは、貞治五年（一三六六）、いわゆる貞治政変によって没落した斯波氏の若狭国とこれに関係した赤松氏領国の摂津国に幕府奉行人を送り込んで、寺社本所領の回復を図ろうとした一件である。

次に若狭国を対象とした寺社本所領の返付を図る奉行人書下を列挙する。

【若狭国①⁴⁴】

徳禪寺領名田庄内田村・下村・知見・井上事、任被仰下之旨、沙汰付下地於寺家雜掌訖、仍渡状如件、

貞治五年九月十七日

沙弥（白井行地）
右衛門尉（斎藤康之）（花押）

【若狭国②⁴⁵】

長日泰山府君料所若狭国名田庄内上村事、任被仰下之旨、沙汰付下地於前陰陽頭有世朝臣代訖、仍渡状如件、

貞治五年九月廿一日

沙弥（白井行地）
右衛門尉（斎藤康之）（花押）

【若狭国③⁴⁶】

廬山寺領若狭国前川庄領家職事、任御事書之旨、沙汰付下地於雜掌訖、仍渡状如件、

貞治五年九月二六日

沙弥（白井行地）
右衛門尉（斎藤康之）（花押）

【若狭国④⁴⁷】

東寺領若狭国太良庄領家地頭兩職事、任御事書之旨、沙汰付下地於雜掌訖、仍渡状如件、

貞治五年九月二六日

沙弥（白井行地）
（花押）

右衛門尉(前幕府) (花押)

奉書文言もなく、沙汰付けに際して論人の言い分があったら取り次ぐようにとの表記もない。これらの文書が、守護不在の論所に対して幕府奉行人の名前で出されたのである。実際には、太良庄など、このあと半済給人と称する者の反撃にあうのであるが、そのことをもって右の書下の無効性を主張すべきではない。いったんは問題が解決したのであるとするなら、幕府奉行人が中央から若狭にやってきて書下の打渡状を発給することには、その場限りであったかもしれないが「効果」があったのである。

「その先」を知る者は、小さな「効果」を評価すべきか判断に迷うが、「その先」を知らないその場を生きる人間には、幕府奉行人が発給した書下には十分な効果があったのである。

註

- (1) 守護奉行人奉書も書下と呼ばれることがある。
- (2) 熊谷隆之「御教書・奉書・書下―鎌倉幕府における様式と呼称―」上横手雅敬『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、二〇〇八年。
- (3) 東寺百合文書さ二二。「見七消子」は「書下」のように表記した。
- (4) 五味文彦「在京人とその位置」『史学雑誌』八三編八号、史学会、一九七四年八月。
- (5) 市沢哲「雑掌・悪党・両使―撰津国長洲荘の場合―」『日本史研究』第六五〇号、日本史研究会、二〇一六年一〇月。
- (6) 森幸夫「鎌倉後期―南北朝期の幕府と畿内武士」『日本史研究』第六五八号、日本史研究会、二〇一七年六月。
- (7) 廣田浩治「南北朝内乱期の畿内在地領主と地域」『日本史研究』第六五八号(前掲)。
- (8) 今谷明「室町幕府奉行奉書の基礎的考察」『室町幕府解体過程の研究』、岩波書店、一九八五年、初出は一九八二年。
- (9) 山家浩樹「室町幕府前期における奉行人の所領」『室町時代研究』第二号、室町時代研究会、二〇〇八年三月。

- (10) 『島津家文書之二』一五八号。
- (11) 仁和寺文書、『大日本史料』第六編之六、九九七頁。
- (12) 東寺百合文書三九一七、『静岡県史』資料編六中世二、三〇九頁。
- (13) 川瀬文書、『大分県史料』(一一) 第二部 速水諸家文書二、一六頁。
- (14) 到津文書、『大分県史料』(一) 第一部 宇佐八幡宮文書之一、一七六頁。
- (15) 当參奉公人については渡邊元観『南北朝期室町幕府における「当參奉公人」と軍勢催促』『年報中世史研究』第三五号、中世史研究会、二〇一〇年五月。
- (16) 室町幕府追加法八四条、『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』、岩波書店、一九五七年。
- (17) 山家浩樹「室町幕府前期における奉行人の所領」『室町時代研究』第二号(前掲)。
- (18) 東寺百合文書ト二一五。
- (19) 「訴状封下」の一例とみてよいであろう。「訴状封下」については次章で述べる。
- (20) 貞和六年(二三五〇)二月日東寺雜掌光信申状案(東寺百合文書ト四四)は、同じ論所に対する守護(細川頼春)の押領を訴えているが、貞和二年の二度の訴状封下は見せ消子となっており、さらに貞和四年(二三四八)十二月十四日に布施貞連を奉行として重ねて訴状封下がおこなわれている。この申状では、「もう一度使節を發遣する」という部分が見せ消子にされ、「被成下御奉書、被召出陳状」と改められ、「任道理」で「預御下知」ことが求められており、通常裁判の手続きの枠内での裁許が要求されている。「難渋篇」を根拠に一方的に裁断することは求められていないのである。
- (21) 東寺百合文書レ四〇。
- (22) 東寺百合文書又紙背三。『静岡県史』資料編六中世二、三一四号。
- (23) 東寺百合文書又紙背三。同右三一三三号。
- (24) これは不可知論を避けるための方便ではない。数ある紛争解決の方法の中から裁判という方法を選び取った当事者が勝ち取った結論であるという、積極的な評価が否定されてしまつては、裁判そのものの意味が見出せなくなる。遺された史料という限られた情報の中で、当事者がこのような結論を得たことを否定するのでは、史料から考えるという歴史学の基本が可能性のひとつに矮小化されてしまうように思われるのである。
- (25) 岩元修一「評定・引付(内談)方」『初期室町幕府訴訟制度の研究』、吉川弘文館、二〇〇七年。
- (26) 岩元修一「訴状を封じ下す手続き」『初期室町幕府訴訟制度の研究』(前掲)。
- (27) 『久我家文書』一、一〇八(三)号。
- (28) 若王子神社文書、『愛知県史』資料編八中世一、二二〇四号。

- (29) 水無瀬神社文書、『大日本史料』第六編之十、六二〇頁。
- (30) 東寺百合文書コ六、『大日本史料』第六編之十二、六六一頁。
- (31) これに対応すると考えられる貞和五年五月日大覚寺領紀伊国三上庄雜掌定祐重申状案(東寺百合文書ケ三五―)では、「兩御使」と表記され、その一方は湯浅八郎左衛門尉であった。
- (32) 『八坂神社文書』一八八二号。
- (33) 遠山文書、『岐阜県史』史料編古代中世一、一〇四七頁。
- (34) 尊経閣文庫蔵東福寺文書、名古屋大学大学院文学研究科日本史学研究室蔵写真帳による。
- (35) 『三浦家文書』一七六号。
- (36) 鎌倉後期の事例に関して、外岡慎一郎は、奉行人両使が「迅速、的確な訴訟進行が期待される存在(一一二頁)」であったことを指摘している。外岡慎一郎『武家政権と使節遵行』第二章「鎌倉時代の西国と東国」第三節「六波羅探題の領分」、同成社、二〇一五年。また、「沙汰未練書」『中世法制史料集』第二卷「室町幕府法」(前掲)は、奉行人書下について、三度目の場合は「以奉行人、直付之」としており、奉行人書下とともに奉行人が発向するのは、最終的な手段と位置付けられ
- ており、実効性が期待されたとみることができるとおり、(37) 岩元修一「評定・引付(内談)方」『初期室町幕府訴訟制度の研究』(前掲)。
- (38) 以下の記述は『醍醐寺文書之十二』、三二六〇七号による。
- (39) 渡邊元観「南北朝室町幕府における「当參奉公人」と軍勢催促」『年報中世史研究』第三五号(前掲)。
- (40) 訴論人双方によって構成される裁判を要求する姿勢の下では、幕府吏僚が直接乗り出すことの「効果」は大きかったと考えたい。
- (41) 一九八六年、思文閣出版、以下、『奉行人奉書篇』と記す。
- (42) 今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」『室町幕府解体過程の研究』(前掲)。
- (43) 佐藤進一『新版』古文书学入門、一九九七年、岩波書店、旧版は一九七一年刊。
- (44) 『奉行人奉書篇』二二号。
- (45) 『奉行人奉書篇』二二二号。
- (46) 廬山寺文書、『大日本史料』第六編之二十七、四五三頁。
- (47) 『奉行人奉書篇』二三三号。

本研究は南山大学二〇一一年度パツへ研究奨励金I-A-2による研究成果の一部である。

Is it a document which describes his master's will or his own will?

NAGAI Eiji

Common sense of Japanese Diplomats teaches us that *housyo* 奉書 is the first category and *mikyoujo* 御教書 is one of the second category. But the fact of historical document system, especially *Kamakura* and *Muromachi* Shogunate documents system shows us different scenes.

Bugyounin 奉行人 who were bureaucracy described many documents as his work. They were named *bugyounin-housyo* and the name meant that the document was messenger from his superiors.

But sometime we find the name *bugyounin-kakikudashi* 奉行人書下. The function of *bugyounin-kakikudashi* was prompt judgment which stagnate by defendant's reason.

Bugyounin-housho/kakikudashi were used as procedure documents at ordinary judgment. On the other hand, *hikitsuketounin-housyo* 引付頭人奉書 had used at one-sided judgment which named *tokubetsu-sosyoutetsuduki* 特別訴訟手続.

In the *Nanboku-cho* civil war period, these different judgment styles were coexistence and they were mere complicated.